

締約国に関する情報 AO	アンゴラ 一般情報	附属書 B 1 AO
国内官庁の名称	Angolan Institute of Industrial Property (アンゴラ産業財産機関)	
所在地	Largo 17 de Setembro, Edifício Palácio de Vidro, nº 7, 4º Andar, Ala Esquerda, Caixa Postal 3840, Luanda-Marginal, Angola	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(244-222) 04 49 91, (244-922) 40 49 36	
電子メール	iapi1992@iapi.gov.ao	
インターネット	なし	
ファクシミリ装置	なし	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2)	用意なし	
アンゴラの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
アンゴラが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁 <sup>2</sup>	アンゴラ産業財産機関	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	追加証, 特許, 実用新案	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

A O	アンゴラ (続き)	A O
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するアンゴラの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
アンゴラが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
アンゴラが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	